

専門家派遣事業（小規模事業者枠）実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、小規模事業者が抱える経営課題の解決による経営の安定・発展を推進するため、予算の範囲内で公益財団法人長野県産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が専門的な指導・助言を行う者（以下「専門家」という。）を派遣する専門家派遣事業（小規模事業者枠）の実施について、専門家派遣事業実施要領に規定する他、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者とする。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合
- (2) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合

（対象事業者）

第3 第1に規定する専門家の派遣を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある小規模事業者であること。
- (2) 経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- (3) 専門家派遣により支援の効果が期待できる状況と判断されること。
- (4) 長野県内に主たる事業所を有していること。

（派遣申請）

第4 理事長は、専門家派遣を希望する小規模事業者（以下「支援希望企業」という。）を公募するものとする。

2 支援希望企業は、理事長に、専門家派遣事業申請書（小規模事業者枠）（様式第1号）を提出するものとする。

（事前調査）

第5 理事長は、専門家派遣事業（小規模事業者枠）を適切に行うため、審査・採択をする前に専門家派遣事業（小規模事業者枠）事前調査票（様式第2号）により、支援希望企業を調査するものとする。

（同意書の提出）

第6 支援希望企業は、理事長に支援企業同意書（小規模事業者枠）（様式第3号）を提出するものとする。

（審査・採択）

第7 理事長は、支援希望企業を審査のうえ、適正と認めるときは採択（以下、採択された支援希望企業を「支援企業」という。）するものとする。

（不採択企業への配慮）

第8 理事長は、不採択とした企業の経営向上のため、経営革新等の支援に努めるものとする。

（専門家名簿への登録・取消）

第9 理事長は、専門家派遣事業実施要領（以下「実施要領」という。）第8により、専門家派遣事業を

実施する民間の専門家を公募し、専門家名簿へ登録するものとする。

2 理事長は、実施要領第9に該当する専門家の登録を取り消すものとする。

(事業の実施)

第10 理事長は、支援企業が登録専門家を指定する場合は、その専門家が当該企業と協議の上策定した専門家派遣事業（小規模事業者枠）実施計画書（様式第4号）を徴し、計画が適切と認められる場合には、専門家派遣事業（小規模事業者枠）派遣依頼書（様式第5号）により依頼し、その専門家を派遣するものとする。

2 理事長は、支援企業が登録専門家を指定しない場合は、経営課題の解決に適切と認められる登録専門家を当該企業に紹介することができる。紹介された専門家の派遣について当該企業の合意を得られた場合、理事長は、前項と同様の手続を経て、その専門家を派遣するものとする。

3 理事長は、第1項又は第2項により派遣する専門家が決まった場合は、専門家派遣事業（小規模事業者枠）派遣決定通知書（様式第6号の1）により、支援企業に通知するものとする。

4 支援企業への専門家派遣は、予算の範囲内において次のとおりとする。

(1) 派遣の対象とする経営課題は、同一年度内において、1企業につき1件を上限とする。

(2) 派遣時間は、2時間を1単位とし、1日3単位（6時間）を限度とする。

(3) 1経営課題に係る専門家派遣の上限は、12単位（24時間）とする。

(4) 派遣には、1単位以上となるオンラインを活用した会議を含むものとする。

5 理事長は、登録専門家を派遣するに当たり、必要に応じて職員を立ち合わせるものとする。

6 登録専門家は、専門家派遣事業の実施日毎に、速やかに専門家派遣事業実施報告書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

7 第1項の実実施計画書及び第6項の実実施報告書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

(派遣に適さない支援希望企業及び登録専門家)

第11 第4第2項の規定による申請をした支援希望企業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第10第1項の規定による決定をすることができない。

(1) 派遣しようとする専門家の事務所において事業を行う場合（第10第4項第4号に規定するオンライン会議を除く）

(2) 派遣の要請が単に専門家による資料等の作成代行（ホームページ作成を含む。）と認められる場合

(3) 支援希望企業の要請に基づき、複数の企業に対して支援を行う場合（集団研修等）

(4) その他、理事長が支援の対象として相応しくないと認める場合

2 登録専門家のうち、次の各号のいずれかに該当する者は派遣しないものとする。

(1) 支援希望企業の役員又は社員の身分を有する者

(2) 支援希望企業における役員等の4親等以内の親族である者

(3) 支援希望企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(4) 支援希望企業が、発行済み株式の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数もしくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(5) 支援希望企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

(登録専門家の守秘義務)

第 12 理事長は、登録専門家が助言上知り得た支援企業の企業秘密を厳守させるため、必要に応じて、当該登録専門家による誓約書の提出、登録専門家と支援企業の秘密保持契約の締結勧奨等、必要な措置を取るものとする。

(派遣経費)

第 13 登録専門家の派遣に要する経費は、専門家への謝金として、派遣時間 1 単位（2 時間）につき 18,000 円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

(派遣経費の負担)

第 14 支援企業は、専門家派遣に要する経費の 4 分の 1 相当額を負担しなければならない。

2 理事長は、登録専門家を派遣するに当たり、支援企業に対して前項の負担金を、専門家派遣事業負担金請求書（様式第 6 号の 2）により、原則として事前に一括請求するものとする。

(実施計画の変更)

第 15 登録専門家は、専門家派遣事業実施計画を変更しようとするときは、支援企業と協議の上、専門家派遣事業実施変更計画書（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の協議により実施計画を変更しようとするとき、支援企業は、専門家派遣事業実施変更申出書（様式第 9 号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、専門家派遣事業実施計画の変更がやむを得ないと認める場合は、計画の変更を承認し、支援企業及び登録専門家に通知するものとする。

4 理事長は、前項の変更実施により生じた支援企業の負担金の過不足について、追加請求又は返戻の手続を行うものとする。

5 第 1 項の実施変更計画書及び第 2 項の変更申出書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

(報告書等の提出)

第 16 登録専門家は、専門家派遣事業終了後速やかに専門家派遣事業業務報告書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

2 支援企業は、専門家派遣事業終了後速やかに専門家派遣事業終了報告書（様式第 11 号）を理事長に提出しなければならない。

3 第 1 項の業務報告書及び前項の終了報告書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

(支援企業にかかる経費の精算)

第 17 理事長は、第 16 の報告書の内容を審査し、登録専門家からの請求書（様式第 12-1 号又は第 12-2 号）に基づいて、謝金支払いの手続を行うものとする。

2 前項の請求書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

(成果の帰属)

第 18 本事業によって得られた総ての成果の所有権は、原則として支援企業に帰属するものとする。

(事業効果等の確認)

第19 支援企業は、専門家派遣事業終了後5年間会計年度ごとに、専門家派遣事業（小規模事業者枠）効果報告書（様式第13号）により、理事長に事業効果を報告するものとする。

2 理事長は、前項の他、必要に応じて支援企業に事業効果を確認することができるものとし、支援企業は事業効果の測定に協力しなければならない。

（補 則）

第20 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日に制定し、同日から施行する。

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。